



～小学生の歩行中における交通人身事故の特徴について～



新入学児童の登下校が始まって、約1か月が過ぎました。千葉県警察では歩行中の小学生が関係する交通人身事故の発生状況について、分析結果を下記のとおり取りまとめました。

- 1 過去5年間（令和2年～令和6年）における小学生歩行中の交通人身事故の特徴
 - 1年生から3年生は、歩行中の死傷者数が多く、学年が上がるにつれて減少する傾向にある。
 - ※ 4年生から6年生までは、歩行中よりも自転車乗用中の死傷者が多い。
 - 学校生活に慣れてきた6月と日没が早くなる9月から12月にかけて交通事故が増加する傾向にある。
 - 目的別では、通学等が約半数（登校中：21.5% 下校中：29.1%）。
 - 歩行者に何らかの原因があった事故の死傷者数は、飛び出しが72.0%と最も多く、次いで横断違反が13.6%と多い。（死者・重傷者の場合、75.4%が飛び出し）
- 2 事故防止のポイント
 - (1) ドライバー向け
 - 子どもの飛び出しによる事故が多く発生しているため、学校付近、住宅街、通学路などでは、特に左右の安全確認を実施する。
 - 停まっている車や渋滞停止中の車の間からの急な飛び出しに注意する。
 - 横断歩道を横断しようとしている歩行者がいるときは、横断歩道の手前で必ず一時停止する。
 - (2) 保護者向け
 - 道路横断時は、左右の見通しの良し悪しにかかわらず、突然飛び出さないように「止まる・見る・待つ」を繰り返し指導してください。
 - 道路横断中についても、車や周囲の様子に気をつけることを繰り返し指導する。
 - 横断歩道が近くにあるところでは、横断歩道で横断することを教えてください。
 - 子どもは興味のあるものや知っている人を見かけるといきなり道路に飛び出すことがあるため、一緒に出かけるときは、手を繋いだり、目を離さないように注意してください。
 - 子どもが学校へ行くときは早めに送り出し、忘れ物をさせないように気を付けてください。時間ぎりぎりに家を出たり、忘れ物すると安全確認が疎かになり、事故に遭う危険性があります。
 - 離れた場所にいる子どもには保護者の方から近づくなど、事故に遭いそうな状況を作らないように配慮してください。

〈連絡先〉

茂原市役所 市民部 生活課

TEL 0475-20-1505 (月～金 8:30～17:15)



～自転車交通事故の防止について～

県警のまとめでは、令和6年中に千葉県内の自転車に関係する交通事故は3,016件発生し、17名が死亡、2,948名が負傷しています。年齢別では高校生の死傷者数が突出しています。また、75歳以上の高齢者の死亡事故の割合（17人中10人）が高くなっています。

＊職業別年齢別自転車乗用中死傷者数（令和6年）

年齢	人数	年齢	人数	年齢	人数
幼 児	34 名	30～34 歳	161(2)名	65～69 歳	109 名
小 学 生	182 名	35～39 歳	186 名	70～74 歳	111(1)名
中 学 生	177 名	40～44 歳	168 名	75～79 歳	145(2)名
高 校 生	381 名	45～49 歳	174 名	80～84 歳	99(5)名
～19 歳	91 名	50～54 歳	201(1)名	85～89 歳	58(2)名
20～24 歳	223 名	55～59 歳	137(2)名	90 歳以上	18(1)名
25～29 歳	188 名	60～64 歳	122(1)名		

※（ ）は死者数を内数で表している。

死傷した高校生たちが事故に遭遇した場所は、交差点が7割以上を占めており、中でも信号機のない交差点で多発しています。

自動車の運転者も自転車の運転者も、『交差点では、速度を抑えて必ず安全確認！一時停止場所は必ず止まる！』を徹底してください。

また、亡くなった17人中10人の方は頭部に致命傷を負っています。もしもの時の被害を軽減するために、ヘルメットを着用してください。



＊自転車乗用中死者損傷部位（令和6年）

全 損	頭 部	顔 部	頸 部	胸 部	腹 部	腰 部	背 部
3名	10名	0名	0名	3名	0名	0名	1名

自転車のながらスマホ・酒気帯び運転は罰則が強化されています！

昨年（令和6年11月1日）、道路交通法の一部が改正され、自転車運転中における携帯電話使用等及び自転車の酒気帯び運転等の罰則規定が強化されました。

- ◇ スマートフォンなどを手に保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為は禁止されています！

【罰則】6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

※ その内、交通の危険を生じさせた場合は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

- ◇ 酒気を帯びて自転車を運転、さらには酒類の提供や同乗・自転車の提供に対しても罰則が科せられます！

【罰則】違反者：3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自転車提供者：3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類提供・同乗者：2年以下の懲役又は30万円以下の罰金